

平成十二年政令第五百五十六号

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令
内閣は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、國立研究開発法人科学技術振興機構、國立研究開発法人建築研究所、國立研究開発法人国際農林水産業研究センター、國立研究開発法人國立環境研究所、國立研究開発法人建築研究所、國立研究開発法人國立がん研究センター、國立研究開発法人國立成長寿医療研究センター、國立研究開発法人産業技術総合研究所、國立研究開発法人情報通信研究機構、國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、國立研究開発法人森林研究・整備機構、國立研究開発法人水産研究・教育機構、國立研究開発法人土木研究所、國立研究開発法人日本医療研究開発機構、國立研究開発法人日本原子力研究開発機構、國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、國立研究開発法人人物質・材料研究機構、國立研究開発法人防災科学技術研究所、國立研究開発法人理化学研究所、國立研究開発法人人材研究開発機構、國立研究開発法人奄美群島振興開発基金、國立研究開発法人医薬品医療機器総合機構、國立行政法人人工エネルギー・金属鉱物資源機構、國立行政法人海技教育機構、國立行政法人家畜改良センター、國立行政法人環境再生保全機構、國立行政法人教職員支援機構、國立行政法人勤労者退職金共済機構、國立行政法人空港周辺整備機構、國立行政法人経済産業研究所、國立行政法人工業所有権情報・研修館、國立行政法人航空大学校、國立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、國立行政法人国際観光振興機構、國立行政法人特別支援教育総合研究所、國立行政法人国際協力機構、國立行政法人国際文化交流基金、國立行政法人国民生活センター、國立行政法人印刷局、國立行政法人国立科学博物館、國立行政法人国立高等専門学校機構、國立行政法人国立公文書館、國立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、國立行政法人国立女性教育会館、國立行政法人国立青少年教育振興機構、國立行政法人國立特別支援教育総合研究所、國立行政法人国立美術館、國立行政法人国際文化交流基金、國立行政法人國立文化財機構、國立行政法人自動車技術総合機構、國立行政法人自動車機構、國立行政法人事故対策機構、國立行政法人住宅金融支援機構、國立行政法人酒類総合研究所、國立行政法人情報処理推進機構、國立行政法人製品評価技術基盤機構、國立行政法人大学入試センター、國立行政法人造幣局、國立行政法人大学情報機構、國立行政法人中小企業基盤整備機構、國立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、國立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構、國立行政法人統計センター、國立行政法人都市再生機構、國立行政法人日本学術振興会、國立行政法人日本学生支援機構、國立行政法人日本芸術文化振興会、國立行政法人日本高速道路保全・債務返済機構、國立行政法人日本スポーツ振興センター、國立行政法人日本貿易振興機構、國立行政法人農業年金基金、國立行政法人農畜産業振興機構、國立行政法人農林漁業信用基金、國立行政法人農林水産消費安全技術センター、國立行政法人北方領土問題対策協会、國立行政法人人材研究開発機構、國立行政法人日本スポーツ振興センター、國立行政法人日本貿易振興機構、國立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫
日本中央競馬会、日本年金機構及び福島国際研究教育機構
附 則
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一三年一月三一日政令第二二号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則 （平成一三年三月一六日政令第五二号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 （平成一四年九月一二日政令第二九七号）抄
(施行期日)

この政令は、法附則第一条ただし書きに規定する規定の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。
附 則 （平成一四年九月四日政令第二九六号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則 （平成一四年一二月一八日政令第三八一号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則 （平成一四年一二月一八日政令第三八五号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則 （平成一五年七月三〇日政令第三四一号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 （平成一五年一二月一〇日政令第四九三号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則 （平成一四年一二月一八日政令第三八五号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十六年一月五日から施行する。
附 則 （平成一五年一二月二十五日政令第五五三号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十六年一月五日から施行する。
附 則 （平成一六年五月二六日政令第一八一号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十六年七月一日から施行する。
附 則 （平成一六年四月九日政令第一六〇号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則 （平成一六年三月二六日政令第八一号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十六年七月一日から施行する。
附 則 （平成一六年五月二六日政令第一八一号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十六年七月一日から施行する。
附 則 （平成一六年六月二三日政令第二二一号）抄
(施行期日)

この政令は、機構の成立の時から施行する。
附 則 （平成一六年九月二九日政令第二九四号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則 （平成一六年六月一七日政令第三五六号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則 （平成一六年六月一七日政令第三五六号）抄
(施行期日)

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫
日本中央競馬会、日本年金機構及び福島国際研究教育機構
附 則
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年二月四日政令第三五号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二二日政令第一一号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二二日政令第一三号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月二六日政令第二二号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月九日政令第五七号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月二十五日政令第七八号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成二十八年三月三〇日政令第八六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月二六日政令第三九六号) 抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年一月二〇日政令第四〇号) 抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年二月一七日政令第二二号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年三月二〇日政令第四〇号) 抄

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二十九年四月一日政令第二二号) 抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年二月一七日政令第二二号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年三月二〇日政令第四〇号) 抄

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年四月一日政令第二二号) 抄

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月一六日政令第二八号) 抄

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附則 (令和四年一月一日政令第三四八号) 抄

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。